

令和8年 1月 9日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について、見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書を提出ください。

記

1. 件名 関東森林管理局有志連絡協議会に伴うバスチャーター  
(貸切バスの利用)
2. 利用日 令和8年2月17日(火) 9時45分～12時25分
3. 乗車人数等 25名 ※人数は予定であり、多少変動する場合がある。
4. バス種類及び台数 車種区分：小型車(運転手付き) 1台
5. 行先・行程 別紙「令和7年度国有林野等所在市町村長有志連絡協議会 行程」のとおり
6. 見積書等提出の  
日時・場所 日時：令和8年1月23日(金) 正午まで  
場所：電子調達システムを用いての見積合わせを実施しますので、上記日時  
までに応札してください。  
なお、持参または郵便による提出も認めます。その場合は下記へ提出  
してください。  
関東森林管理局 経理課企画係 〒371-8508 前橋市岩神町4-16-25
7. 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提  
供」において資格を有する者  
道路運送法に基づく国土交通省関東運輸局長の許可を受けている者
8. 提出書類 ①見積書(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記  
入ください。)  
②令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し  
③道路運送法に基づく国土交通省関東運輸局長の許可証の写し  
(7の資格を証明できる書類の写し)  
④適正な積算による見積書であることの確約書  
※郵送の場合は上記書類を封緘し、封筒の表に「バスチャーター 見積書在  
中」と朱書きで記載のうえ、提出ください。
9. その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意  
事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認ください。  
(2) 見積額については、道路運送法第9条の2第1項に基づき国土交通省  
関東運輸局長に届け出た運賃・料金を基に、適正に積算すること。また  
その確約書を提出すること。(様式は任意とする。見積書にその旨記載  
することで代えても良い。)  
(3) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出  
した場合は、これを承諾したものとみなします。  
(4) 本契約に係る契約書の作成は省略します。

(企画調整課)

(電話：027-210-1150)

別添

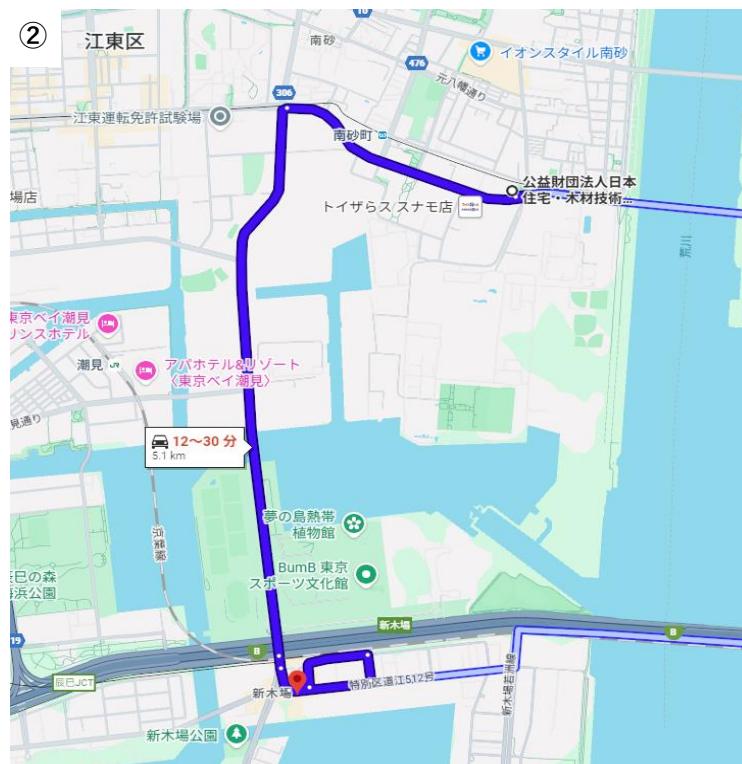
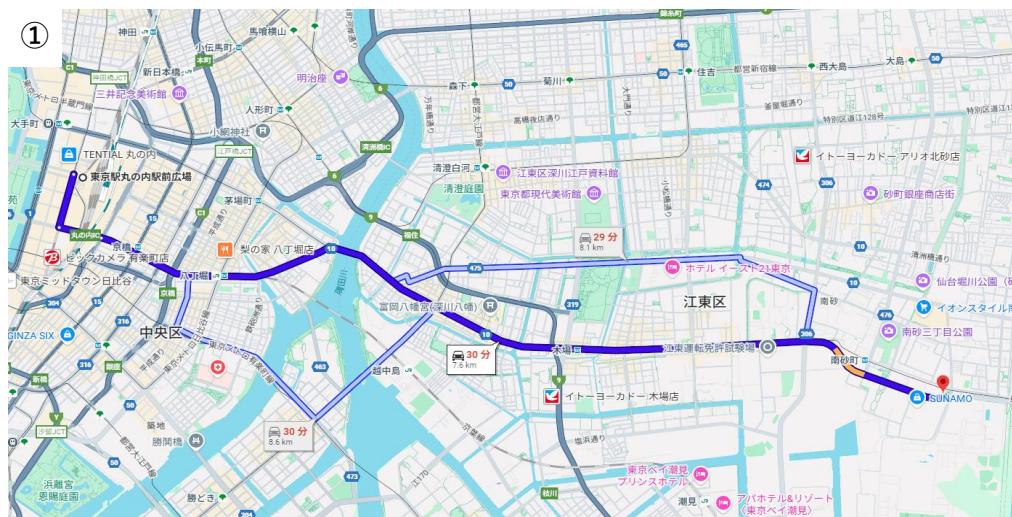
令和7年度国有林野等所在市町村長有志連絡協議会 行程

日程：令和8年2月17日（火）

参加人数等：各地区会長等23名、局2名、計25名乗車（小型バス1台）

※人数は予定であり、多少変動する場合がある。

時間	場所等	距離(km)	その他費用
9:45 発	東京駅丸の内中央口（東京都千代田区丸の内1丁目）		
↓		①	
10:25 着	(公財)日本住宅・木材技術センター (東京都江東区新砂3-4-2)		
↓			
12:05 発		②	
↓			
12:25 着	木材会館（東京都江東区新木場1-18-8）	5.1 km	
	計	12.7 km	0円



令和 8年 1月 日

関東森林管理局長 殿

所在地

名 称

代表者

## 確 約 書

下記案件の入札又は見積りに当たり、道路運送法第9条の2第1項に基づき  
関東運輸局長に届け出た運賃を基に、適正に積算したことを確約します。

記

### 1. 件名

関東森林管理局有志連絡協議会に伴うバスチャーター

(別紙)

## 契 約 条 件 書

- 1 この契約条項において支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は、賃貸借期間開始までに、甲が借り受けるバスを使用に差し支えないように整備したうえで、配車するものとする。なお、配車するバスは原則、乙が保有管理する車両とする。
- 3 運行行程で通行許可申請等が必要な場合は、乙が手続きを行うこと。
- 4 乙及び乗務員は、バスの安全かつ計画どおりの運行に努めるとともに、研修の効率的な遂行に協力するものとする。
- 5 乙は、新型コロナウイルス感染症対策として、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)及び「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(公益社団法人日本バス協会)に従い適切な予防策を講じるものとする。
- 6 乙は、バスの走行中に事故その他の理由により利用者に危害又は損傷を与えたときは、すみやかに臨機の措置を取るとともに、その危害又は損傷に対して損害賠償の義務を負うものとする。
- 7 甲は、バスの走行中の事故又はその他の理由によりバスが損害を受けても、その損害の賠償の責に応じない。  
ただし、甲の責に帰すべき理由のあるときは、この限りではない。
- 8 バスの走行中の事故又はその他の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、すべて乙の負担において賠償するものとする。
- 9 乙は賃借期間が終了したときは、賃料の支払を請求することができる。
- 10 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 11 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分10のに相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 12 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況、また感染対策の情勢等により、バスの運行がキャンセルとなる場合がある。この場合の契約変更またはキャンセル時のキャンセル料等については、甲・乙協議して定めるものとする。
- 13 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 14 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。